



障がいがある人への生活サポート

障がいがある人に対してさまざまな公的支援があります。特に身近な支援を紹介します。

問合せ 障がい者支援課 35-0294
各支所市民福祉課（鏡支所は健康福祉課）

所得や障がいの種類や程度によって該当しない場合や、事前の申請が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

税金の控除・減免、公共料金の割引

所得税・住民税の控除

障がい者手帳を取得した場合、その等級に応じて控除が受けられます。

◆ 障害者控除

【控除額】 所得税27万円、住民税26万円

【対象となる手帳の種類】

・ 身体障害者手帳（3～6級）

・ 療育手帳（B1、B2）

・ 精神障害者保健福祉手帳（2級、3級）

◆ 特別障害者控除

【控除額】 所得税40万円、住民税30万円

【対象となる手帳の種類】

・ 身体障害者手帳（1級、2級）

・ 療育手帳（A1、A2）

・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の減免

障がいがある人が自動車を所有し

・ 運転する場合

・ 障がいがある人と生計を一にする同居者が、障がいがある人の通学や通院のために運転をする場合
減免を受けられることがあります。

障がい者手帳の種類

障がい者手帳は、障がいがある人に発行される手帳です。障がいの種類によって次の3つに分けられます。

1 身体障害者手帳

目、耳、手足、内臓など身体に永続する障がいがある人に交付される手帳です。等級は重度から順に1～6級に分けられます。

2 療育手帳

知的に障がいがある人に交付される手帳です。等級は重度から順にA1、A2、B1、B2に分けられます。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいがある人に交付される手帳です。等級は重度から順に1～3級に分けられます。

有料道路通行料の割引

対象となる手帳を持つ人が、本人や介護者の運転で有料道路を通行する場合に通行料金が半額になります。

【対象となる手帳の種類】

・ 身体障害者手帳（1～6級）

・ 療育手帳（A1、A2）

NHK放送受信料の減免

免除基準に該当する場合は、減免（全額か半額）になります。

旅客運賃の割引

JR、飛行機、バス、タクシーの運賃が割引になります。切符の購入や料金の支払い時に障がい者手帳の提示が必要です。



手当

次の人には手当制度があります。

◆ 日常生活で、常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者（児）

20歳以上：特別障害者手当

【手当月額】 2万6000円

20歳未満：障害児福祉手当

【手当月額】 1万4140円

◆ 中程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父母など特別児童扶養手当

【手当月額】 重度 4万9900円

中度 3万3230円

その他

車いすの無料貸出

外出など一時的に車いすが必要な人に、無料で貸し出します。

住宅改造助成

重度の障がいがある人が居住する住宅の改造費用の一部を助成します。増築や改築、新築は対象外です。

自動車改造費・運転免許取得費用助成

就労のため、障がいがある人が普通自動車の運転免許の取得や自動車の改造が必要な場合、費用の一部を助成します。（限度額10万円）



八代市障がい者虐待防止センター

（市役所障がい者支援課内）

☎ 350294

障がいがある人を虐待という権利侵害から守り、障がいがある人が地域で安定した生活を送ることができるよう、虐待の通報や相談窓口を設置しています。虐待は早期発見、早期の対応が必要です。障がいがある人への虐待を発見したときは、速やかにお知らせください。